
懲戒処分に係る基準

平成18年11月

高 原 町

(平成30年10月改定)

(平成30年11月改定)

(令和2年1月改定)

(令和2年6月改定)

(令和3年10月改定)

懲戒処分の方準

平成 18 年 11 月 1 日定め

(平成 18 年 11 月 1 日施行)

平成 30 年 10 月 22 日一部改正

(平成 30 年 10 月 22 日施行)

平成 30 年 11 月 16 日一部改正

(平成 30 年 11 月 16 日施行)

令和 2 年 1 月 8 日一部改正

(令和 2 年 2 月 1 日施行)

令和 2 年 5 月 19 日一部改正

(令和 2 年 6 月 1 日施行)

令和 3 年 10 月 1 日一部改正

(令和 3 年 10 月 1 日施行)

総 務 課

第 1 基本理念

公務員は、全体の奉仕者として、公務を通じて公共の利益を追求し、これを実現する責務を負っている。

よって、個々の職員においては、高度な遵法精神を持ち、かつ、高度な行為規範に従うことが求められており、いやしくもその職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となる非違行為を犯し、住民の信頼を損なうことがあってはならない。

職員一人ひとりが、このことを公務の内外を問わず自らに厳しく戒めることで、町政に対する住民の信頼を高めることとなり、ひいては高い倫理観をもって自らの職務に邁進することに繋がるものである。

このため、職員一人ひとりが公務員としての原点に立ち帰り、自ら綱紀を正す必要があることは言うまでもないが、更に町政への信頼を保持していくために、公正性、妥当性及び透明性を有した懲戒処分の基準をここに策定し、職員の一層の意識喚起を期するものである。

第 2 基本事項

- 1 この基準は、地方公務員法における一般職の職員（臨時的任用職員を含む。）を対象とする。
- 2 この基準は、「懲戒処分の指針について」（平 12.3.31 人事院定め）及び「懲戒処分の基準」（平 17.12.1 宮崎県総務部人事課定め）等を参考に、それぞれにおける標準的な処分量定（以下「処分基準」という。）を示したものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか

- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか
- (6) 司法等における違法性の判断はどのようなものであるか

等のほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものである。

また、個別の事案の内容を上記の項目に照らし、特にその加重・軽減が必要を認められる場合、処分基準に掲げる量定を超えて処分することもあり得る。

なお、処分基準に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては処分基準に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

- 3 この基準は、社会情勢の変化等によって検討の必要性が生じた場合、必要に応じて見直しを図るものとする。

第3 処分基準

【一般服務関係】

非違行為の 類型	類 型 の 詳 細	処分量定			
		免 職	停 職	減 給	戒 告
欠勤	ア 正当な理由なく連続して 10 日以内の勤務を欠いた者			○	○
	イ 正当な理由なく連続して 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた者		○	○	
	ウ 正当な理由なく連続して 21 日以上勤務を欠いた者	○	○		
遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた者				○
休暇の 虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした者（病気休暇中等に遊興する、又は通院を怠る等、療養に専念していないと認められる職員を含む。）		○	○	○
勤務態度 不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた者			○	○
職場内秩序 びん乱	ア 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した者		○	○	
	イ 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した者			○	○
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った者			○	○
違法な 職員団体 活動	ア 地方公務員法第 37 条第 1 項前段の規定に違反して、同盟罷業、怠業その他の争議行為を企て、又は町の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をした者			○	○
	イ 地方公務員法第 37 条第 1 項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった者	○	○		
秘密漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた者	○	○		
	イ アにおいて、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした者	○			

非違行為の 類型	類 型 の 詳 細	処分量定			
		免 職	停 職	減 給	戒 告
	ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた者		○	○	○
個人の 秘密情報の 目的外収集・ 使用	ア 職権を濫用し、専らその職務の用以外に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等の情報を収集した者			○	○
	イ アにおいて、知り得た情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用した者	○	○	○	
政治的 目的を有する 文書の配布	政治的 目的を有する文書を配布した者				○
営利企業等 従事	許可なく営利企業等に従事した者			○	○
セクシュアル・ ハラスメント (※1)	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした者	○	○		
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的内容の電話や電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動（以下「わいせつな言辞等の性的行動」という）を繰り返した者		○	○	
	ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた者	○	○		
	エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的言動を行った者			○	○
パワー・ハラ ズメント(※ 2)	ア <u>著しい精神的又は身体的苦痛を与えた者</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	イ <u>指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返した者</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	
	ウ <u>強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた者</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	

非違行為の 類型	類 型 の 詳 細	処分量定			
		免 職	停 職	減 給	戒 告
不適正な 業務執行	事務処理に適正さを欠き、又は職務命令に従わず、公務の運営に支障を与え、又は住民等に重大な損害を与えた者		○	○	○
公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した者	○	○		
	イ 決裁文書を改ざんした者	○	○		
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた者		○	○	○
収賄	賄賂を收受した者	○			
競争入札妨害	競争入札の公正を害すべき行為をした者	○	○		

※1 セクシュアル・ハラスメント

- ・・・労働や教育など、公的な場における社会関係において他の者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。

※2 パワー・ハラスメント

- ・・・職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの。

【公金公物関係】

非違行為の 類型	類 型 の 詳 細	処分量定			
		免 職	停 職	減 給	戒 告
横領	公金又は公物を横領した者	○			
窃取	公金又は公物を窃取した者	○			
詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた者	○			
紛失	公金又は公物を紛失した者				○
盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った者				○
公物損壊	故意に公物を損壊した者			○	○
出火・爆発	過失により公物の出火、爆発を引き起こした者				○
諸給与の 違法支払・ 不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した者及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した者			○	○
公金公物 処理不適正	自己保管中の公金の流用等、公金又は公物の不適正な処理をした者			○	○
コンピュー タの不 適正 利用	職場のコンピュータをその職務に関係しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた者			○	○

【公務外非行関係】

非違行為の 類型	類 型 の 詳 細	処分量定			
		免 職	停 職	減 給	戒 告
放火	放火をした者	○			
殺人	人を殺した者	○			
傷害	人の身体を傷害した者		○	○	
暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをし、人を傷害するに至らなかった者			○	○
器物損壊	故意に他人の物を損壊した者			○	○
横領	ア 自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した者	○	○		
	イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者			○	○
窃盗	他人の財物を窃取した者	○	○		
強盗	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強奪した者	○			
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた者	○	○		
賭博	ア 賭博をした者			○	○
	イ 常習として賭博をした者		○		
麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした者	○			
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような粗野又は乱暴な言動をした者			○	○
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した者	○	○		
わいせつ行為	痴漢行為、のぞき行為及び盗撮行為等、わいせつな行為をした者	○	○	○	
ストーカー行為	つきまとい等のストーカー行為をした者	○	○	○	

【交通事故・交通法規違反関係】

非違行為の 類型		類 型 の 詳 細	処分量定			
			免 職	停 職	減 給	戒 告
飲酒運転で の交通事故 (人身)	酒 酔	ア 酒酔い運転で人を死亡させ、重篤な傷 害を負わせ又は傷害を負わせた者	○			
		イ アにおいて、措置義務違反をした者	○			
	酒 気 帯 び	ウ 酒気帯び運転で人を死亡させ、重篤な 傷害を負わせ又は傷害を負わせた者	○	○		
		エ ウにおいて、措置義務違反をした者	○			
飲酒運転以外 での交通事故 (人身)		ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わ せた者	○	○	○	
		イ アにおいて、措置義務違反をした者	○	○		
		ウ 人に傷害を負わせた者		○	○	○
		エ ウにおいて、措置義務違反をした者	○	○		
交通法規 違反	酒 酔	ア 酒酔い運転をした者	○			
		イ アにおいて、物を損壊し、その後の 危険防止を怠る等の措置義務違反をし た者	○			
	酒 気 帯 び	ウ 酒気帯び運転をした者	○	○	○	
		エ ウにおいて、物を損壊し、その後の 危険防止を怠る等の措置義務違反をし た者	○	○		
	そ の 他	オ 著しい速度超過等の悪質な交通法規 違反をした者		○	○	○
		カ オにおいて、物を損壊し、その後の 危険防止を怠る等の措置義務違反をし た者		○	○	
飲酒運転容認		運転者が飲酒状態にあることを認知しつ つ、当該運転者に運転を勧め、又は当該 運転者が運転することを幫助した者	○	○	○	

【監督責任関係】

非違行為の 類型	類 型 の 詳 細	処分量定			
		免 職	停 職	減 給	戒 告
指導監督 不適正	部下職員に懲戒処分を受けた場合等で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた者		○	○	○
非行の 隠ぺい・黙認	部下職員に非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した者	○	○	○	